

県たばこ税

この税は、日本たばこ産業株式会社等が県内のたばこ小売店にたばこを売り渡すときに課税されるもので、皆様がたばこを購入するときにその代金の中に含まれています。

■納める人

製造たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(外国たばこ輸入業者)、卸売販売業者

■納める額

1,000本あたり	
国たばこ税(国税)	6,802 円
たばこ特別税(国税)	820 円
県たばこ税(県税)	1,070 円
市町村たばこ税(市町村税)	6,552 円
合計	15,244 円



■申告と納税

日本たばこ産業株式会社等が毎月の売り渡し分を翌月末日までに県の鹿児島地域振興局課税課に申告し、納めます。

■たばこは地元で買いましょう!

たばこ税は、たばこが買われた所の県や市町村の収入となって、皆様のくらしに役立てられます。

ゴルフ場利用税

この税は、ゴルフ場の利用に対して課税されるものです。

■納める人

ゴルフ場を利用した人

■納める額

ゴルフ場の平日のビジターの利用料金やホール数によって、次のとおり8段階に分かれています。

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
税額	400円	480円	560円	640円	800円	960円	1,120円	1,200円



■申告と納税

ゴルフ場の経営者が、利用した人から料金と一緒に税金分も受け取り、毎月分を翌月の15日までに県の各地域振興局・支庁に申告し、納めます。

■非課税

次の利用者については、課税されません。ただし、ゴルフ場において、次の手続きが必要です。

- 非課税利用申請書の提出(申請書はゴルフ場にあります。)
- その旨を証明する証明書等の提示または提出

対象者	提示または提出する証明書など
1 18歳未満の方	公的機関が発行する顔写真付きの証明書で、利用日における年齢が確認できるものを提示 (自動車運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンバーカード、生徒手帳など)
2 70歳以上の方	
3 障害者の方 (上記1、2以外)	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等を提示
4 国民体育大会に参加する選手	県知事または県の教育委員会が発行する「国民体育大会のゴルフ競技として行われる利用であることの証明」、大会要綱、選手名簿を提出
5 学生、生徒及び教員	学校長等が発行する「保健体育の実技または公認の課外活動であることの証明」を提出

■市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の70%に相当する金額が、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。